

Q20. 理事、監事の決算書類に関する責任は総会後何年ですか。

理事、監事の決算書類に関する責任は総会後何年ですか。

【Answer】

理事及び監事の決算関係書類に関する責任は民法の一般原則(第167条第1項)に従い、10年の時効にかかることになっています。

なお、理事、監事とも総組合員の同意があれば責任の解除ができることとなっています(中小企業等協同組合法第38条の2(役員の組合に対する損害賠償責任)第4項)。